

## 西宮市立子育て総合センター みやっこキッズパーク 運営協議会要綱

### (趣 旨)

第1条 みやっこキッズパークの運営を円滑に進め、事業の実施を効果的に推進するために、西宮市立子育て総合センター（以下「センター」という。）みやっこキッズパーク運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構 成)

第2条 協議会は、委員12名で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中からセンター所長が委嘱する。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 西宮市芦原協議会        | 1名 |
| (2) にしのみや遊び場つくろう会   | 1名 |
| (3) 芦原地区子ども会連絡協議会   | 1名 |
| (4) 西宮市子ども会協議会      | 1名 |
| (5) 深津地区青少年愛護協議会    | 1名 |
| (6) 西宮市青少年愛護協議会     | 1名 |
| (7) 芦原保育所・父母の会      | 1名 |
| (8) 付属あおぞら幼稚園・PTA   | 1名 |
| (9) 西宮PTA協議会        | 1名 |
| (10) 西宮市社会福祉協議会     | 1名 |
| (11) ボーイスカウト西宮地区協議会 | 1名 |
| (12) ガールスカウト西宮市協議会  | 1名 |

3 協議会は、委員の互選により会長・副会長を置く。

### (運 営)

第3条 会長は、会議を招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、センター所長が招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (庶 務)

第5条 協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

### 付 則

この要綱は、平成15年9月5日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成16年7月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。